

平成30年第11回瑞浪市教育委員会臨時会会議録

(要点筆記)

日 時 平成30年10月1日(月) 16時30分開会

場 所 瑞浪市市役所 4階 全員協議会室

日程第1 前々回及び前回会議録の承認

日程第2 教育長職務代理者の指名

日程第3 委員の議席順の決定

日程第4 本日の会議録署名委員の指名

出席委員(5名)

教育長	平 林 道 博
1 番	可 児 恵 太
2 番	加 藤 博 之
3 番	山 田 幸 男
4 番	柴 田 洋 子

説明のため出席した者の職、氏名

事務局長	奥 村 勝 彦
事務局次長兼 学校教育課長兼 学校給食センター所長	工 藤 仁 士
教育総務課長兼 学校統合推進室長	酒 井 浩 二
社会教育課長	大 山 雅 喜
スポーツ文化課長	工 藤 嘉 高

職務のため出席した事務局職員

教育総務課長補佐	鈴 木 友 恵
教育総務課総務係	安 藤 みちる

教育長 16時30分、本日の委員会定例会の開会を宣言する。

山田委員 —市民憲章朗誦—

教育長 日程第1、前回会議録の承認及び前々回会議録の承認を行う。
平成30年第9回教育委員会定例会の会議録の承認は、前回定例会を欠席した加藤博之委員が承認の署名を行う。
平成30年第10回教育委員会定例会の会議録の承認は、山田幸男委員と柴田洋子委員が承認の署名を行う。
—署名—

教育長 日程第2、「教育長職務代理者の指名」を議題とする。

本案について、事務局に説明を求める。

事務局 教育長の職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、あらかじめ教育長が指名するものとされているため、教育長より指名いただきたい。また、任期については、法律では定められていないため、教育長に決定していただきたい。

教育長 教育長職務代理者に柴田洋子委員を指名する。任期は、慣例により10月1日から翌年10月1日以降に後任の職務代理者が指名されるまでとする。
柴田委員、よろしく申し上げます。

柴田委員 よろしく申し上げます。

教育長 日程第3、「委員の議席順の決定」を議題とする。

事務局 瑞浪市教育委員会運営規則第2条第1項に「委員の議席は、委員氏名のイロハ順による」とあるので、1番可児恵太委員、2番加藤博之委員、3番山田幸男委員、4番柴田洋子委員という順番になる。

教育長 議席は規則により、1番可児恵太委員、2番加藤博之委員、3番山田幸男委員、4番柴田洋子委員に決定する。

教育長 日程第4、「本日の会議録署名委員の指名」を行う。
本日の会議録署名委員は、教育長において、1番可児恵太委員と2番加藤博之委員の2名を指名する。

教育長 以上で本日の日程が終了したので、これにて、平成30年第11回瑞浪市教育委員会臨時会を閉会する。

16時41分 終了

上記会議録の正確なることを証するため、ここに署名する。

教 育 長

署名 1 番委員

署名 2 番委員

書 記